



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の所在地の変更の届出（福祉・援護課） ..... 1
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉・援護課） ..... 2
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定（福祉・援護課） ..... 3
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉・援護課） ..... 3
- ふ化業者の登録（畜産課） ..... 4
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） ..... 4
- 公共測量の実施の通知（農地水利課） ..... 4
- 漁業災害補償法に基づく特定養殖業の区域の設定の変更（水産課） ..... 4
- 事業の認定（用地課） ..... 5
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） ..... 6

### 公 告

- 国土調査による地図及び簿冊の閲覧（土地対策課） ..... 7
  - 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課） ..... 7
  - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課） ..... 8
  - 開発行為に関する工事の完了・4件（建築指導課） ..... 8
- 選挙管理委員会事項
- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨 ..... 9

## 告 示

### 沖縄県告示第495号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成25年 9月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
ヘルパーステーション まえはら	宜野湾市真栄原二丁目11番2号102号室	宜野湾市真栄原三丁目7番7号	宜野湾市真栄原二丁目11番2号102号室	平成25年7月1日

#### 2 訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
沖縄県看護協会訪問看護 ステーションみやこ	宮古島市平良字下里1165番地4	宮古島市平良字下里1245番地9	宮古島市平良字下里1165番地4	平成25年7月1日

## 3 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護支援事業所ま えはら	宜野湾市真栄原二丁目11 番2号102号室	宜野湾市真栄原 三丁目7番7号	宜野湾市真栄原 二丁目11番2号 102号室	平成25年7月1日
居宅介護支援事業所 ていだ	宮古島市平良字下里1165 番地4	宮古島市平良字 下里1245番地9	宮古島市平良字 下里1165番地4	平成25年7月1日
いとまんシャトー指定 居宅介護支援センター	糸満市字大里927番地2	糸満市字糸満15 86番地4	糸満市字大里92 7番地2	平成25年8月1日

## 4 介護予防訪問看護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
沖縄県看護協会訪問看 護ステーションみやこ	宮古島市平良字下里1165 番地4	宮古島市平良字 下里1245番地9	宮古島市平良字 下里1165番地4	平成25年7月1日

## 沖縄県告示第496号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

## 1 訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションティータ	沖縄市胡屋一丁目5番6号	平成25年5月1日
ナーシングホーム宜野湾ヘルパーステ ーション	宜野湾市大山二丁目28番40号メゾン・ド ・カッシーナ101号	平成25年7月26日
訪問介護事業所きら・きら	宮古島市平良字下里401番地4 1階	平成25年8月1日

## 2 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスティータ	沖縄市胡屋一丁目5番6号	平成25年6月1日
デイサービス木の根みち	うるま市勝連南風原4569番地1 グランシ ャリオA-1	平成25年7月1日
ひろデイサービス	沖縄市中央四丁目13番1号M, s マンシ ョン101	平成25年7月1日
デイサービスなかゆくい処	豊見城市字高嶺173番地1 1F	平成25年7月22日
デイサービスまほろば桑江	北谷町字桑江575番地5	平成25年8月1日
リハビリ特化型デイサービスリハビク ス宜野湾店	宜野湾市野嵩一丁目2番15号米須店舗1 F	平成25年8月1日
デイサービスセンターあとす	沖縄市美里仲原町17番14号	平成25年8月1日
デイサービスすまいる南城	南城市字つきしろ1739番地43	平成25年8月7日

## 3 複合型サービス

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日

ゴン	宮古島市平良字西仲宗根1496番地 7	平成25年 7月 1日
----	---------------------	-------------

### 沖縄県告示第497号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 9月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所愛の村	北中城村字島袋1394番地	平成24年 4月 1日
ケアサービスさにしや	石垣市字平得117番地16	平成25年 7月 1日
居宅支援事業所縁	南風原町字兼城132番地アパートメントあかみね103	平成25年 8月 1日
居宅介護支援事業所たんでいがーたんでい	宮古島市平良字島尻1430番地	平成25年 8月 1日

### 沖縄県告示第498号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年 9月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 介護予防訪問介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
ヘルパーステーションティーダ	沖縄市胡屋一丁目 5番 6号	平成25年 5月 1日
ナーシングホーム宜野湾ヘルパーステーション	宜野湾市大山二丁目28番40号メゾン・ド・カッシーナ101号	平成25年 7月 26日
訪問介護事業所きら・きら	宮古島市平良字下里401番地 4 1階	平成25年 8月 1日

#### 2 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
デイサービスティーダ	沖縄市胡屋一丁目 5番 6号	平成25年 6月 1日
デイサービス木の根みち	うるま市勝連南風原4569番地 1 グランシヤリオA-1	平成25年 7月 1日
ひろデイサービス	沖縄市中央四丁目13番 1号M, s マンション101	平成25年 7月 1日
デイサービスなかゆくい処	豊見城市字高嶺173番地 1 1F	平成25年 7月 22日
デイサービスまほろば桑江	北谷町字桑江575番地 5	平成25年 8月 1日
リハビリ特化型デイサービスリハビックス宜野湾店	宜野湾市野嵩一丁目 2番15号米須店舗 1F	平成25年 8月 1日
デイサービスすまいる南城	南城市字つきしろ1739番地43	平成25年 8月 7日

#### 3 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護老人保健施設もとぶふくぎの里	本部町字石川988番地	平成25年5月1日

4 介護予防短期入所療養介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
介護老人保健施設もとぶふくぎの里	本部町字石川988番地	平成25年5月1日

沖縄県告示第499号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 登録番号 沖縄25-1号
- 2 登録年月日 平成25年8月9日
- 3 登録業者の名称及び住所 農事組合法人全沖プロイラー生産組合 名護市字豊原221番地の2
- 4 ふ化場の名称及び所在地 農事組合法人全沖プロイラー生産組合久志孵卵場 名護市字久志1377番地1

沖縄県告示第500号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり仲高東部土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

氏名	住所
金城秀治	名護市字田井等779番地の1
佐久川栄守	名護市字振慶名176番地
屋比久隆詞	那覇市首里石嶺町4丁目314番地801号
大嶺隆雄	名護市字振慶名7番地
宮里吉光	名護市字田井等785番地

沖縄県告示第501号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良字西原地内
- 2 公共測量を実施する期間 平成25年9月13日から平成26年2月4日まで
- 3 作業種類 公共測量（西原第3地区ほ場整備計画図作成）

沖縄県告示第502号

平成24年沖縄県告示第322号で告示した特定養殖業の一定の区域のうちくるまえび養殖業の一定の区域の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の前日の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成25年 9月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

変更前

加入区の名称	区域
那覇市・久米島加入区	那覇市及び久米島町の地区

変更後

加入区の名称	区域
那覇市・久米島宇根加入区	那覇市及び久米島町字宇根地区
久米島加入区	久米島町の地区のうち字宇根地区を除く地区

沖縄県告示第503号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成25年 9月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 起業者の名称 沖縄市
- 2 事業の種類 国道330号沿線景観整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県沖縄市照屋一丁目地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

国道330号沿線景観整備事業（以下「本件事業」という。）は、地方公共団体である沖縄市が事業主体となって、起業地内に多目的広場を整備する事業であり、法第3条第32号に該当する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である沖縄市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条において本件事業を施行する権能を有する主体であり、かつ、本件事業の実施に必要な財政措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 事業の施行により得られる公共の利益について

沖縄市は、沖縄本島のほぼ中央部に位置する人口約13万人を擁する中部地域の中核都市である。沖縄市の中心市街地は、国道330号に沿って、コザ十字路地域、胡屋十字路地域及び山里地域の3つの拠点を中心に带状に連なる形状で発展してきた。しかし、近年、郊外への大規模店舗の出店等による商業環境の変化に伴い商業機能の低下や人口流出等が進行しており、中心市街地の求心力が低下している。このため、沖縄市では、「第4次沖縄市総合計画」において中心市街地の活性化を重要な政策課題に掲げ、これに関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、「沖縄市中心市街地活性化基本計画」（平成22年3月23日内閣総理大臣認定）を策定しており、本件事業は、この計画において主要事業の一つに位置づけられている。

本件事業は、起業地に多目的広場を設置し、併せて隣接する商店街入口のファサードを整備するものであり、本件事業の施行により、起業地内の景観の向上や交流拠点の形成が図られ、中心市街地の活性化に寄与することが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財は見受けられず、また、万一文化財等が発見された場合は、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとし

ていることから、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地は、中心市街地の北側起点であるコザ十字路地域に位置していること、隣接商店街と連動したイベント等の開催が期待できること、従来十分に活用されていなかった不整形な土地を有効利用できることから、選定されたものである。

よって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、本件事業は商環境の変化等による商業機能の低下や人口流出、中心市街地の求心力の低下に対し可及的速やかに対策を取る必要があることから、市の総合計画等において重要政策に掲げられており、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足しているので、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 沖縄市建設部建築・公園課

沖縄県告示第504号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成25年9月10日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 49号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市首里当蔵町1丁目4番1から 那覇市首里当蔵町1丁目9番まで	8.4m ～ 8.4m	68.9m
新	那覇市首里当蔵町1丁目4番1から 那覇市首里当蔵町1丁目9番まで	10.9m ～ 11.1m	68.9m

沖縄県告示第505号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成25年9月10日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 久米島空港真泊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	久米島町字仲泊1051番から 久米島町字大田350番まで	5.9m ～ 18.6m	466.0m
	久米島町字仲泊1051番から 久米島町字大田350番まで	10.1m ～ 10.9m	396.1m
新	久米島町字仲泊1051番から 久米島町字大田350番まで	6.8m ～ 23.4m	466.0m
	久米島町字仲泊1051番から 久米島町字大田350番まで	10.1m ～ 17.8m	396.1m

## 公 告

那覇市首里赤田町及び首里崎山町地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査を行い、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり一般の閲覧に供する。

平成25年 9月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 地域 那覇市首里赤田町全域並びに首里崎山町1丁目及び首里崎山町2丁目
- 2 地図及び簿冊の名称 沖縄県那覇市地籍図及び沖縄県那覇市地籍簿
- 3 調査及び測量の時期 平成20年7月1日から平成22年2月5日まで
- 4 閲覧期間 閲覧期間は、平成25年9月11日（水曜日）から同月30日（月曜日）までとし、閲覧時間は、午前9時30分から午後5時までとする。ただし、土曜日及び休日は除く。
- 5 閲覧場所 那覇市役所首里支所1階会議室（那覇市首里久場川町2丁目18番地9）
- 6 誤り等の訂正の申出
  - (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める者は、閲覧期間内に知事にその旨を申し出ることができる。
  - (2) 誤り等の訂正の申出は、書面によるので、印章を持参すること。
  - (3) 誤り等の申出書は、閲覧場所において交付する。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年11月1日まで縦覧に供する。

平成25年 9月10日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 9月 2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人友結
- 3 代表者の氏名 佐久田勤
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市宜野湾一丁目19番45号Gハウス201
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者総合支援法に基づいた福祉サービスに関する事業を行い、障がい者に対して、やりがいのある就労の場や、質の高い生きがいを目標に、安心、安全、安定した気持ちで、活動できる場の提供を行い、本人達が親亡き後も地域で当之无愧に安定した日々の生活を送れることの実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年10月25日まで縦覧に供する。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年8月26日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アルコール・薬物依存症リハビリセンター 琉球G A I A
- 3 代表者の氏名 鈴木文一
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字識名1102番地16
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、アルコール及び薬物依存症に関する身体的・精神的・社会的な支援サービスを提供することによってその回復と自立を支援し、アルコール及び薬物依存症に関する調査研究・予防啓発も行うことにより、我が国の保健又は福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年3月13日 沖縄県指令土第289号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字盛山東牛種子222番34ほか17筆（1工区、2工区及び3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 石垣市字白保1152番地90 株式会社S O U K E N 代表取締役 石垣宗憲、石垣市字登野城69番地 アドバンスインタークロスパートナーズ株式会社 代表取締役 大浜一郎
- 5 検査済証番号 平成25年8月29日 第4025号
- 6 工事完了年月日 平成25年8月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年2月8日 沖縄県指令土第81号、平成25年7月17日 沖縄県指令土第969号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 大宜味村字津波1971番地35
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 大宜味村字津波1971番地35 社会福祉法人一心福祉会 理事長 仲本一夫
- 5 検査済証番号 平成25年8月29日 第4026号
- 6 工事完了年月日 平成25年7月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年9月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月25日 沖縄県指令土第893号



- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字和字慶296番 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字内間411番地の2内間団地7棟501号 新垣友章
- 5 検査済証番号 平成25年 9月 2日 第4027号
- 6 工事完了年月日 平成25年 8月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 9月10日

沖縄県知事 仲井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年12月26日 沖縄県指令土第955号、平成20年 1月30日 沖縄県指令土第35号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖縄市松本一丁目34番ほか4筆（1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路及び緑地
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市喜仲一丁目7番14号 つばさ総合企画有限会社 代表取締役 諸橋勲男
- 5 検査済証番号 平成25年 9月 2日 第4028号
- 6 工事完了年月日 平成20年 2月28日

### 選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成25年 7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出議員選挙における各候補者の出納責任者から提出された「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨」を次のとおり公表する。

平成25年 9月10日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年 7月21日執行参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 38,085,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	安里政晃	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	平成25年 6月27日から 平成25年 8月 5日まで 第1回分
出納責任者氏名	國吉健				

収 入

主たる寄附

〔氏名〕	(職業)	(寄附額)	
自由民主党本部	政治団体	5,000,000 円	
自由民主党沖縄県参	政治団体	10,000,000 円	

支 出

人件費	4,436,400 円
家屋費	2,678,840 円
選挙事務所費	2,678,840 円
集会会場費	0 円
通信費	165,881 円

議院選挙区第一支部			交 通 費	1,539,414 円
沖縄明るい未来を創	政党支部	2,968,432 円	印 刷 費	7,063,837 円
る県民の会			広 告 費	4,462,705 円
			文 具 費	126,340 円
			食 糧 費	629,441 円
その他の寄附	0件	0 円	休 泊 費	25,200 円
その他の収入		0 円	雑 費	1,840,394 円
今 回 計		22,968,432 円	今 回 計	22,968,452 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		22,968,432 円	総 計	22,968,452 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	306,000 円
ビラの作成	829,400 円
ポスターの作成	1,200,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	480,492 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105 円
計	3,211,189 円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	糸数慶子	候補者届出政党 又は所属党派	沖縄社会大衆 党	期間	平成25年7月3日から 平成25年7月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	比嘉京子				

収 入			支 出		
主たる寄附			人 件 費	1,913,000 円	
〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	家 屋 費	296,791 円	
			選挙事務所費	296,791 円	
沖縄社会大衆党	政治団体	200,000 円	集合会場費	0 円	
			通 信 費	288,930 円	
			交 通 費	33,362 円	
			印 刷 費	2,279,000 円	
			広 告 費	344,080 円	
			文 具 費	154,584 円	
			食 糧 費	199,399 円	
			休 泊 費	0 円	
その他の寄附	104件	120,000 円	雑 費	2,000 円	
その他の収入		2,629,066 円			
今 回 計		2,949,066 円	今 回 計	5,511,146 円	
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円	
総 計		2,949,066 円	総 計	5,511,146 円	

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	311,100 円

支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	829,400 円
	ポスターの作成	1,138,500 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	99,750 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	73,080 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	110,250 円
	計	2,562,080 円

報告書受理年月日	平成25年 7月30日	第1回報告分
----------	-------------	--------

候補者氏名	金城竜郎	候補者届出政党 又は所属党派	幸福実現党	期間	平成25年 3月5日から 平成25年 7月30日まで 第1回分
出納責任者氏名	金城竜郎				

収 入			支 出		
主たる寄附			人 件 費		
(氏名)	(職業)	(寄附額)	家 屋 費		0 円
(団体名)			選挙事務所費		853,044 円
幸福実現党沖縄県本部	政治団体	1,036,000 円	集合会場費		841,944 円
幸福実現党	政治団体	7,000,000 円	通 信 費		11,100 円
幸福実現党コザ後援会	政治団体	2,000,000 円	交 通 費		5,525 円
			印 刷 費		110,000 円
			広 告 費		2,307,800 円
			文 具 費		1,540,500 円
			食 糧 費		42,966 円
			休 泊 費		77,494 円
			雑 費		314,100 円
その他の寄附	0件	0 円			292,029 円
その他の収入		0 円			
今 回 計		10,036,000 円	今 回 計		5,543,458 円
前 回 計		0 円	前 回 計		0 円
総 計		10,036,000 円	総 計		5,543,458 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成25年 8月5日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	新島メリー	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	平成25年 6月29日から 平成25年 7月25日まで
-------	-------	-------------------	-----	----	--------------------------------

出納責任者氏名	新垣弘美	第1回分
---------	------	------

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	
			家 屋 費	575,000 円
			選挙事務所費	327,560 円
			集合会場費	323,150 円
			通 信 費	4,410 円
			交 通 費	6,350 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	445,000 円
			文 具 費	120,000 円
			食 糧 費	11,292 円
			休 泊 費	17,721 円
			雑 費	0 円
その他の寄附	0件	0 円		23,397 円
その他の収入		5,000,000 円	今 回 計	1,526,320 円
今 回 計		5,000,000 円	前 回 計	0 円
前 回 計		0 円	総 計	1,526,320 円
総 計		5,000,000 円		

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	新島メリー	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間 平成25年7月26日から 平成25年8月27日まで 第2回分
出納責任者氏名	新垣弘美			

収 入			支 出	
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	
			家 屋 費	0 円
			選挙事務所費	7,379 円
			集合会場費	7,379 円
			通 信 費	0 円
			交 通 費	0 円
			印 刷 費	0 円
			広 告 費	0 円
			文 具 費	0 円
			食 糧 費	0 円
			休 泊 費	0 円

その他の寄附	0件	0円	雑費	0円
その他の収入		0円		
今回計		0円	今回計	7,379円
前回計		5,000,000円	前回計	1,526,320円
総計		5,000,000円	総計	1,533,699円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成25年 9月 2日	第2回報告分
----------	-------------	--------

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---